

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和2年3月17日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「4級」と認定とした部分（以下「本件処分」という。）について、2級に変更することを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性及び不当性を主張し、手帳の等級を2級に変更することを求めている。

右足が上らずひきずって歩いている状態、外出時シルバーカーがないと歩行不可。1人での生活用品等の買物不可。また、家の中でも何かに捕まっていなくて歩くどころか立っていることも出来ない。そのため食器洗い、洗濯は寄りかかりながら行い、料理

に関しては鍋や包丁を持って立つことが出来ないため不可。トイレは外出時常におむつが必要であり家の中ではトイレが間に合わず大小関わらず、1日に数回漏してしまい自分で汚物等の後処理が不可のため。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月6日	諮問
令和2年12月24日	審議（第50回第3部会）
令和3年1月14日	審議（第51回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載内容全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件に係る一上肢及び一下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
3 級	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一下肢の機能を全廃したもの

4 級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級		2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとしている。

合計指数	認定等級
18以上	1 級
11～17	2 級
7～10	3 級
4～6	4 級
2～3	5 級
1	6 級

障害等級	指数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0.5

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分は、別紙2のとおりである。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「脳梗塞（疾病）」を原因とする「上下肢機能障害（右不全片麻痺）」とされている（別紙1・I・①及び②）ことから、本件障害は、右上肢及び右下肢の機能障害として判断することが相当である。以下、各障害の程度について検討する。

ア 右上肢の機能障害の程度

請求人については、右上肢に感覚障害及び運動障害が認められるとされている（別紙1・II（参考図示））。

そして、関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）の欄（別紙1・III）によれば、左上肢については、関節可動域にやや制限が認められ、筋力テストの結果はいずれも△（筋力半減）とされているものの、一定程度の筋力が残存していることが認められる。

また、動作・活動の欄（別紙1・II・二）によれば、右手動作のうち、「〔はしで〕食事をする」及び「コップで水を飲む」並びに両手動作の「タオルを絞る」、「背中を洗う」及び「排泄の後始末をする」については△（半介助）とされているものの、その他の動作はいずれも○（自立）とされていることから、一定程度の動作・活動能力が保たれていると認められ、また、右手の握力は10kgとされている。

そうすると、請求人の右上肢に係る障害は、総合的に判断して、右上肢機能の軽度の障害として、障害等級7級と認定するのが相当である。

イ 右下肢の機能障害の程度

請求人については、右下肢に感覚障害及び運動障害が認められるとされている（別紙1・II（参考図示））。

そして、動作・活動の評価の欄（別紙1・II・二）によれば、「二階まで階段を上って下りる」及び「公共の乗物を利

用する」は×（全介助又は不能）とされている中で、「屋外を移動する」は△（半介助）とされているほか、家の中の移動を含めその他の動作活動は器具等を使用せずにいずれも○（自立）とされている。

また、関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）の欄（別紙1・Ⅲ）によれば、関節可動域にやや制限が認められ、左下肢の全ての項目について筋力テストの結果は△（筋力半減）とされている。

さらに、歩行能力及び起立位の状況の欄（別紙1・Ⅱ・三）によれば、歩行能力（補装具なしで）については、ベッド周辺以上歩行不能とされ、起立位保持（補装具なしで）については、10分以上困難とされている。

そうすると、請求人の右下肢に係る障害は、総合的に判断して、右下肢機能の著しい障害として、障害等級4級と認定するのが相当である。

#### ウ 総合等級

請求人の上記ア及びイの障害を総合した障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされるものであることから、右上肢機能障害（右上肢機能の軽度の障害）7級の指数0.5と右下肢機能障害（右下肢機能の著しい障害）4級の指数4とを合計すると指数4.5となり、合計指数が4～6の場合、認定等級は4級となることから、障害等級4級と認定するのが相当である。

- (3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「上肢機能障害【右上肢機能の軽度の障害】（7級）」、「下肢機能障害【右下肢機能の著しい障害】（4級）」として、「障害等級4級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は第3のことから、本件処分の違法、不当を主張するが、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会に審査を求めた上で、〇〇医師に照会したところ、「上肢7級、下肢4級、総合4級」の回答があったことが認められ、また、本件処分は、上記2・(1)ないし(3)のとおり、上記1の法令等の規定に則り、適正になされたものと認められるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)